

2024年10月1日

## 無料職業紹介に関する業務運営規程

事業所名：協同組合神奈川県中小企業振興会

### 第1 求 人

1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、協同組合神奈川県中小企業振興会の構成員である企業（以下「傘下企業」といいます。）からの申し込みのみについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

### 第2 求 職

1 本所は外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職者が日本国外求職者の場合は、求職者は当組合と外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する、受け入れ提携先である取次機関を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申込みください。求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申込みください。

### 第3 紹 介

1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲において、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際して、求職者の方が日本国外在住の場合は、当組合と外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する、受け入れ提携先である取次機関を経由し、求職者が外国人技能実習制度に基づき、本在住の場合は、直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には、電子メールの使用により明示します。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者の方が日本国外在住の場合は、当組合と外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する、受け入れ提携先である取次機関と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介致します。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

#### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用契約を締結しましたならば、求人者、求職者双方から本所にその報告をしてください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6年10月1日

所在地 神奈川県相模原市南区上鶴間5-1-10 ルークス106号

TEL:042-851-5583 FAX:042-851-5593

Mail: info@keshonbu.com

代表理事 板橋 清